

◎新潟県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市本町46番1まで	新	(A)8.0～39.5メートル	1301.8メートル
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市上刈1丁目201番9まで		(B)13.0～32.5メートル	550.9メートル
糸魚川市上刈6丁目1050番3から 同市本町46番1まで	旧	8.0～39.5メートル	1301.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道148号と重用